

別表第2（第7条関係）

徴収基準額表

階層区分	世帯の階層（細）区分			徴収基準月額	加算基準月額
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯			0円	0円
B階層	A階層を除き当該年度分の町民税非課税世帯			1,100円	110円
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の町民税均等割の額のみ課税世帯			2,250円	230円
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の町民税の課税世帯であって、その町民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額			
		3,000円以下	D1 階層	2,900円	290円
		3,001～5,800円	D2 階層	3,450円	350円
		5,801～8,700円	D3 階層	3,800円	380円
		8,701～13,000円	D4 階層	4,250円	430円
		13,001～17,400円	D5 階層	4,700円	470円
		17,401～22,400円	D6 階層	5,500円	550円
		22,401～28,200円	D7 階層	6,250円	630円
		28,201～58,400円	D8 階層	8,100円	810円
		58,401～75,000円	D9 階層	9,350円	940円
		75,001～96,600円	D10 階層	11,550円	1,160円
		96,601～121,800円	D11 階層	13,750円	1,380円
		121,801～175,500円	D12 階層	17,850円	1,790円
		175,501～221,100円	D13 階層	22,000円	2,200円
		221,101～380,800円	D14 階層	26,150円	2,620円
		380,801～549,000円	D15 階層	40,350円	4,040円

	549,001～579,000円	D16 階層	42,500円	4,250円
	579,001～700,900円	D17 階層	51,450円	5,150円
	700,901～849,000円	D18 階層	61,250円	6,130円
	849,001～1,041,000円	D19 階層	71,900円	7,190円
	1,041,001円以上	D20 階層	全額	左の徴収基準月額の10%。 ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円

備考

1 徴収月額の決定の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の対象者が、同時に別表第2の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な対象者以外の対象者については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 対象者に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該対象者の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、対象者本人に町民税が課税されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該対象者の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に対象者を扶養しているもののうち、当該対象者の扶養義務者のすべてについて、その町民税等の課税の有無により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「対象者の属する世帯」とは、当該対象者と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と対象者が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数か月別居している場合、病気治療のため一時

土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合等は、その父は対象者と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。）並びにそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、対象者と世帯を一にしない扶養義務者については、現に対象者に対して扶養を履行している者の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となるのは、

I 所得税法（昭和40年法律第33号）

II 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

III 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定

によって計算された地方税法（昭和25年法律第226号）により賦課される町民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）である。

・平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（以下、本通知）の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。

ただし、令和2年3月31日以前に日常生活用具の給付を受けている対象者等が属し、その徴収基準月額算定の算定にあたり本通知を適用していた世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないように、都道府県等の判断により、本通知の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることが可能とする。

・指定都市に住所を有する者の町民税所得割を算定する場合には、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条による改正前の地方税法に規定する個人住民税所得割の標準税率（6%）により算出された額を

用いることとする。

- ・生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、町民税については、当該年度の町民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。
- ・当該年度の町民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の町民税によることとする。

### (3) 徴収基準額の適応時期

別表第2「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準額月欄に「全額」とあるのは、当該対象者の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額をこえないものであること。

### 4 徴収基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

### 5 その他

令和2年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）第4保育所徴収金（保育料）基準額表備考3（3）に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市町村の長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。